

「市外移住者」が「空き家」を住宅として使用するための改修費用等を補助します。

市外から移住を行う者等（ＵＩＪターン等）が、市内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅（店舗併用住宅等を含む）として使用するために必要となる改修費用等について補助します。

■ 募集期間 / 4月24日(月)～ 5月19日(金)

1. 補助金の額

改修工事に要する費用(消費税を含む)の3分の2に相当する額とし、200万円を限度とする(千円未満切捨て)。

2. 募集件数

・県外からの移住 1件以上

・県内からの移住 1件以上

それぞれの予算額が200万円で補助金の額の上限が200万円のため、それぞれ1件以上
件数は、それぞれの工事費により異なります。

3. 対象 全ての要件を満たすこと。

(1) 市内に存する空き家住宅または空き建築物であること。

(2) 補助対象者は、次のいずれかに該当する者であること。

注：移住者とは、6箇月以上市外に居住している者で、志摩市に転入届を提出するものをいう。

ア 移住者のうち、転入前にあっては完了実績報告日までに転入届を提出する者

イ 移住者のうち、転入後にあっては転入した日から6箇月以内に補助金の交付の申請を行う者

ウ 移住者と売買契約または賃貸契約を交わした空き家住宅または空き建築物の所有者

(3) 対象工事は、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者による改修工事で、補助金の交付の申請年度内の2月末日までに完了するものであること。

(4) 空き家住宅または空き建築物は、耐震基準を満たすものであること。

(5) 補助金の交付月から起算して5年間住民登録を行う者であること。

4. 対象とならない工事

(1) 着工中及び完成した工事

(2) 建物でない外構工事

(3) 容易に取外しができるものを設置する工事

(4) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

(5) 他の公的補助金、利子補給または介護保険から支給される工事

5. 申込方法

「事前申込書」へ必要事項を記入し、都市計画課(3階17番窓口)へ直接ご提出ください(郵送可)。

事前申込書は、都市計画課窓口または市ホームページから入手できます。

6. 留意事項

(1) 予算額を超える申込みがあった場合は、後日、抽選会を行います。

(2) 申込みが予算の範囲内であった場合は、5月22日(月)以降、先着順で受付します。

(3) 事業の詳細は、「志摩市移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

7. 申込・問い合わせ先

都市計画課 ☎ 0599-44-0305 ☎ 0599-44-5262 ✉ toshikeikaku@city.shima.lg.jp